法第九十二条第一項若しくは第五項	適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項
法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項	適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第四項	第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項及び
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十第五項	第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の五第一項	法附則第二十六条第一項	法附則第二十六条第二項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第七十九条第三項	特定離婚特例適用請求	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「特定離婚特例適用請求」という。）
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項	同項	法第百七条の八第一項	法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第一号及び第二号	特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第三号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第四号から第六号まで	法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間

なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第七号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第八号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第九号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第十号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第十一号から第十三号まで	法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二第一項第十四号	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
法第百七条の七第二項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
特定離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
組合員期間	旧地共済施行日前期間